

平成28年第3回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

平成28年6月7日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時21分

◎出席議員（18名）

1 番	相 馬 正 典	2 番	小 堀 道 和
3 番	滝 口 貴 史	4 番	矢 板 清 枝
5 番	望 月 千登勢	6 番	田 島 信 二
7 番	川 俣 純 子	8 番	渋 井 由 放
9 番	久保居 光一郎	10 番	渡 辺 健 寿
11 番	高 徳 正 治	12 番	佐 藤 昇 市
13 番	沼 田 邦 彦	14 番	樋 山 隆四郎
15 番	中 山 五 男	16 番	高 田 悦 男
17 番	小 森 幸 雄	18 番	平 塚 英 教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大 谷 範 雄
副市長	國 井 豊
教育長	田 代 和 義
会計管理者兼会計課長	羽 石 徳 雄
総合政策課長	坂 本 正 一
まちづくり課長	佐 藤 博 樹
総務課長	清 水 敏 夫
税務課長	小 口 久 男
市民課長	佐 藤 加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	福 田 守
こども課長	齋 藤 進
農政課長	糸 井 美智子
商工観光課長	石 川 浩
環境課長	薄 井 時 夫

都市建設課長

小田倉 浩

上下水道課長

奥 澤 隆 夫

学校教育課長

岩 附 利 克

生涯学習課長

柳 田 啓 之

文化振興課長

両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長

水 沼 透

書 記

塩野目 庸 子

書 記

藤 野 雅 広

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 平成27年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 8 号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 5 号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 6 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 7 号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 1 号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 付託第 1 号 請願書等の付託について（議長提出）

○追加議事日程（第1号）

- 追加日程第 1 議長の辞職について
- 追加日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について（副議長提出）

○追加議事日程（第2号）

- 追加日程第 3 選挙第 2 号 副議長の選挙について（議長提出）
- 追加日程第 4 報告第 3 号 常任委員会委員の選任について（議長提出）
- 追加日程第 5 報告第 4 号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

- 追加日程第 6 報告第 5 号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）
- 追加日程第 7 報告第 6 号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について
（議長提出）
- 追加日程第 8 報告第 7 号 議会運営委員会委員の選任について（議長提出）
- 追加日程第 9 報告第 8 号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について
（議長提出）
- 追加日程第 10 発議第 1 号 議会改革調査特別委員会の設置について（議長提出）
- 追加日程第 11 報告第 9 号 議会改革調査特別委員会委員の選任について（議長提出）
- 追加日程第 12 報告第 10 号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
- 追加日程第 13 選挙第 3 号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
（議長提出）
- 追加日程第 14 追加議案第 1 号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程、追加議事日程に同じ

〔午前10時00分開会〕

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成28年第3回那須烏山市議会6月定例会初日でございます。本日、議会傍聴に足を運んでいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、平成28年第3回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る5月30日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長挨拶

○議長（佐藤昇市） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） おはようございます。平成28年第3回那須烏山市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、何かと御多用、御多忙の中を御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

今期定例会は、報告案2件、補正予算案1件、承認案3件、条例案3件、人事案1件、計10議案を上程をさせていただきます。執行部一同、誠心誠意務めてまいりますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、4月14日、21日に震度7を記録いたしました熊本県、熊本地方を震源とする地震におきましては、5月末現在で死者49名、重軽傷者約1,700人、被災をした家屋は全半壊で約2万7,000棟と、東日本大震災以来の震災でございました。この場をお借りいたしまして、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災をされました方々にお見舞いを申し上げます。

本市といたしましては、さきの東日本大震災で全国から多大な御支援をいただきました経緯も踏まえまして、各種イベント、各種団体の総会等の際に義援金を募ってまいりました。また、6月1日から7日まで罹災証明書の発行事務を支援するために、市職員1名を派遣をいたしま

した。また、8日から19日までの12日間、被災者生活再建支援金受付事務の支援のために、さらに1名派遣を予定いたしております。今後も引き続き各種の支援を検討してまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

主なものにつきまして報告をさせていただきます。今年度は、那須烏山市地方創生元年と位置づけ、本市の存続と地域の景気回復や活性化のためにオール那須烏山体制で、ひかり輝くまちづくりの実現を目指し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。4月から、新たにまちづくり課を創設をいたしまして、新たな組織体制がスタートいたしました。

まちづくり課の所掌事務といたしましては、まちづくり支援、NPO、公共交通、イメージキャラクター、まちづくり研究会、企業誘致及び定住支援等でございますが、ほかに都市間交流の総合調整役としての役割を担い、魅力あるまちづくりや定住人口、交流人口の増加を目指すことを目的といたしております。

このまちづくり課におきましては、各課と連携をし、ゴールデンウィークの中でこども夢フェスタに参加をいたしたり、5月21日、22日の八溝そば街道そばまつり等の各種事業にも参加をいたしました。市内外からの来場者も多く、好評を博していたところでございます。

また、昨年度設置をいたしました営業戦略推進部隊につきましては、私が部隊長となり、陣頭指揮をとり、事業を実施をしてまいりました。今年度から、まちづくり課が事務局となり、新たに各課の若手、中堅職員をメンバーとする部隊が発足をし、5月13日に辞令交付を行いました。今後、このメンバーを中心に、各種の事業を展開をしていくこととなりますが、私自身も積極的に各種イベント等に出向きトップセールスを行い、さらなる定住、交流人口の増加につながればと考えております。

4月28日には、鹿沼市との連携で地方創生加速化交付金を利用した下野の国二大祭り×2＝まちの賑わい∞（無限大）プロジェクト事業を実施するため、地域文化活用促進協議会が設立をされました。この協議会は、両市の伝統行事の保存会会長、おまつりの実行委員会会長、商工会会長、観光協会会長、農協組合長、信用金庫理事長や銀行支店長などがメンバーとなっておりまして、会長には佐藤鹿沼市長、副会長には私が互選をされました。

協議会では、烏山の山あげ行事及び鹿沼今宮神社祭の屋台行事がユネスコ無形文化遺産に登録されることを契機に、両市が連携をして、市のイメージアップ、観光振興の強化、まちなかのにぎわいを創出することを目的とした各種取り組みを展開をしていくことといたしております。5月27日には、協議会の下部組織である委員会が開催されまして、具体的な事業の推進内容が検討されたところでございます。5月18日には、ユネスコ無形文化遺産登録に伴う祝賀イベント等の開催を企画、実行するための実行委員会を立ち上げました。この実行委員会は、市長、副市長、教育長、文化協会会長、観光協会会長、商工会会長、JA那須南組合長、行政区

長等連絡協議会会長をメンバーといたしまして、今後、この実行委員会を中心に祝賀会の日程、内容等について検討をしていくことといたしておりますので、御報告を申し上げます。

今後もユネスコ無形文化遺産登録に向けた各種のPR事業等を展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位にも御協力をよろしくお願いを申し上げます。結びに、今期定例会におきまして、慎重審議を賜りますことを重ねてお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

9番 久保居光一郎議員

10番 渡辺健寿議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月16日までの10日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

お諮りいたします。私ごとですが、先ほど議長の辞表を副議長宛てに提出いたしましたので、直ちに日程を変更し、議題を追加して議事を進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加して議事を進めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、市長以下関係課長は連絡があるまで退席をお願いいたします。

〔市長以下関係職員 退席〕

休憩 午前10時09分

再開 午前10時36分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、私の一身上に関する事件でありますから、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥のため退場いたします。

ここからは議長職を副議長と交替いたします。渡辺副議長は議長席に移動をお願いいたします。

〔12番 佐藤昇市 退席〕

○副議長（渡辺健寿） 佐藤議長に代わりまして、議長の職務を行いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

◎追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（渡辺健寿） 追加議事日程を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

追加議事日程第1号 追加日程第1 議長の辞職について。追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について。

○副議長（渡辺健寿） 追加日程第1 議長の辞職についてを議題といたします。

議長の辞表を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

辞表。このたび、一身上の都合により、那須烏山市議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成28年6月7日 那須烏山市議会副議長 渡辺健寿殿。那須烏山市議会議長 佐藤昇市。

○副議長（渡辺健寿） お諮りいたします。佐藤昇市議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、佐藤昇市議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、12番佐藤昇市議員の入場を許可いたします。

〔12番 佐藤昇市 着席〕

○副議長（渡辺健寿） ただいまの議長の辞職については、会議に諮った結果、許可されたので、本席より告知いたします。

12番佐藤昇市議員の議長退任の挨拶の発言を許可いたします。

12番佐藤昇市議員。

〔12番 佐藤昇市 退任挨拶〕

○12番（佐藤昇市） 議長退任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

平成26年5月の臨時議会におきまして、議員各位の御推挙により議長の要職に就任をいたしましてから2年間、各位の御協力、御支援をいただきました。本当に厚く御礼を申し上げます。

就任後は、議員間の融和融合はもちろん、議会改革、議会運営に私なりに取り組んでまいりましたが、何分にも力不足にて皆様の御期待に添えなかったことに対しまして、深くおわびを申し上げます。

しかしながら、その2年間の任を全うし得ましたのも、議会運営委員会の皆様、そして各委員会の委員長の皆さん、そして、全ての議員の皆さん、そして、議会事務局、職員の御協力によるものであり、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

今後とも那須烏山市発展と住民福祉の増進に、微力ではありますが努力する所存でございますので、変わらぬ御指導をお願いいたしまして、退任の御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

◎追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○副議長（渡辺健寿） 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

選挙第1号 議長の選挙について 地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うものとする。平成28年6月7日提出。那須烏山市議会副議長 渡辺健寿。

○副議長（渡辺健寿） お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、投票の方法は投票によることに決定いたしました。議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（渡辺健寿） ただいまの出席議員は18名であります。ここで、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定に基づき、立会人に、12番佐藤昇市議員及び13番沼田邦彦議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

（投票用紙配布）

○副議長（渡辺健寿） 投票用紙の配布漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（渡辺健寿） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人は前にお進みください。

（投票箱点検）

○副議長（渡辺健寿） 異常なしと認めます。

立会人は自席にお戻りください。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票願います。

（事務局長点呼・投票）

○副議長（渡辺健寿） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（渡辺健寿） 投票漏れはないものと認めます。

これで投票を終了します。直ちに開票を行います。立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○副議長（渡辺健寿） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数18票。うち有効投票17票。無効投票1票。有効投票のうち、渡辺健寿議員11票、高德正治議員6票、以上のとおりであります。

立会人は自席にお戻りください。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、私、渡辺健寿が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（渡辺健寿） ただいまの選挙により、私、渡辺健寿が議長に当選させていただきましたので、会議規則第32条第2項の規定に基づき、告知をいたします。

ここで、私から議長就任の挨拶をさせていただきます。

〔議長 渡辺健寿 就任挨拶〕

○議長（渡辺健寿） 御挨拶申し上げます。

ちょっと紛らわしいような役割をしながら、皆様方の深い御理解をいただきまして、議長に当選させていただきました。これから、課題、難題山積の年、特に本年は、いろいろ対外的な問題もたくさんめじろ押しな日程が入ってくるかと思われます。幸い、健康には現在のところ、異常ございませんので、精いっぱい皆様方の御協力をいただきながら、市のため、議会の運営に当たらせていただきたいと思います。

何分至らない人間でありますので、皆さんの陰に陽に適切な御指導、御助言をいただくようお願いを申し上げまして、甚だ簡単であります。就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時24分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、直ちに日程を変更し、議題を追加して議事を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加して議事を進めることに決定いたしました。

追加議事日程を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

追加議事日程第2号 追加日程第3 選挙第2号 副議長の選挙について。追加日程第4 報告第3号 常任委員会委員の選任について。追加日程第5 報告第4号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第6 報告第5号 議会広報委員会委員の選任について。追加日程第7 報告第6号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第8 報告第7号 議会運営委員会委員の選任について。追加日程第9 報告第8号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第10 発議第1号 議会改革調査特別委員会の設置について。追加日程第11 報告第9号 議会改革調査特別委員会委員の選任について。追加日程第12 報告第10号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第13 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。

追加日程第14 追加議案第1号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について。以上でございます。

◎追加日程第3 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第3 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に9番久保居光一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した久保居光一郎議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました久保居光一郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました久保居光一郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました久保居光一郎議員の副議長就任挨拶の発言を許可いたします。

副議長久保居光一郎議員。

〔副議長 久保居光一郎 就任挨拶〕

○副議長（久保居光一郎） ただいま身に余ることでございますけれども、指名推選という形で副議長の役を仰せつかりました久保居光一郎でございます。何分にも未熟でございますけれども、ひとつよろしく願いを申し上げます。

また、これまで2年間、大変な議長という激務を務めてこられました前佐藤昇市議長、あわせて、渡辺副議長にも、この2年間の御労苦に対しまして心から感謝を申し上げるところでございます。

また、新しく渡辺議長が誕生したわけでありますけれども、私も当選回数が同じでございます。渡辺議長とは当選以来、ずっと同じ委員会を務めてまいりまして、ある程度渡辺議長の気心もわかっている、また渡辺議長も私のよし悪しはわかっておられるかなというふうに思っておりますので、渡辺議長のサポートをしっかりとしてまいりたい。

また、今議会のこの後で上程されます議会改革調査特別委員会というものが設置されるわけでありますけれども、これの中では議会の基本条例、それから、定数の改革、そのほか市民に開かれた議会等々についての話がされるものだと思いますけれども、この辺のところも議長の意見を賜りながら、連携をとって一緒に進めてまいりたいなというふうに考えております。

我々議員は、市民から選ばれた議員であります。執行部の出してくる議案に対していいものはよしと賛成をして、大いに賛同する、協力をする。また、いかななものかというものに対しては、しっかりとチェックをするという機能を、渡辺議長と一緒に力を合わせて果たしていければなというふうに思っております。

何分にも未熟でございますけれども、先輩各位、また同僚の皆さんのお力添えをいただきまして、この重責を担ってまいりたいと思います。どうぞ今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿）　　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前11時31分

再開　午前11時50分

○議長（渡辺健寿）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第4　報告第3号　常任委員会委員の選任について

○議長（渡辺健寿）　　お諮りいたします。

追加日程第4　報告第3号　常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。

〔事務局長　朗読〕

報告第3号　常任委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定により、常任委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。平成

28年6月7日提出。那須烏山市議会議長 渡辺健寿。

総務企画常任委員会委員 1番相馬正典、3番滝口貴史、7番川俣純子、12番佐藤昇市、13番沼田邦彦、15番中山五男。

文教福祉常任委員会委員 2番小堀道和、5番望月千登勢、6番田島信二、8番渋谷由放、10番渡辺健寿、14番樋山隆四郎。

経済建設常任委員会委員 4番矢板清枝、9番久保居光一郎、11番高德正治、16番高田悦男、17番小森幸雄、18番平塚英教。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 常任委員会の委員に選任については、委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することとなっております。

よって、ただいまの朗読のとおり、常任委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時05分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第5 報告第4号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第5 報告第4号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

報告第4号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。各常任委員会において那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。平成28年6月7日提出。那須烏山市議会議長 渡辺健寿。

総務企画常任委員会 委員長13番沼田邦彦。副委員長3番滝口貴史。

文教福祉常任委員会 委員長6番田島信二。副委員長2番小堀道和。

経済建設常任委員会 委員長18番平塚英教。副委員長4番矢板清枝。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 各常任委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、各委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時07分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第6 報告第5号 議会広報委員会委員の選任について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第6 報告第5号 議会広報委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

報告第5号 議会広報委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会広報委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。平成28年6月7日提出。那須烏山市議会議長 渡辺健寿。

議会広報委員会委員 1番相馬正典、2番小堀道和、3番滝口貴史、4番矢板清枝、5番望月千登勢、8番渋谷由放、9番久保居光一郎、18番平塚英教。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 議会広報委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいまの朗読のとおり、議会広報委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時16分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第7 報告第6号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第7 報告第6号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会広報委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

報告第6号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。議会広報委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。平成28年6月7日提出。那須烏山市議会議長 渡辺健寿。

議会広報委員会 委員長1番相馬正典。副委員長5番望月千登勢。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 議会広報委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時28分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第8 報告第7号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第8 報告第7号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

報告第7号 議会運営委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。平成28年6月7日提出。那須烏山市議会議長 渡辺健寿。

議会運営委員会委員 1番相馬正典、2番小堀道和、6番田島信二、13番沼田邦彦、15番中山五男、16番高田悦男、18番平塚英教。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 議会運営委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することとなっております。

よって、ただいまの朗読のとおり、議会運営委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時45分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第9 報告第8号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第9 報告第8号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

報告第8号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について。議会運営委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。平成28年6月7日提出。那須烏山市議会議長 渡辺健寿。

議会運営委員会 委員長 16番高田悦男。副委員長 15番中山五男。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 議会運営委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり御報告いたします。

◎追加日程第10 発議第1号 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第10 発議第1号 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

発議第1号 議会改革調査特別委員会の設置について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第8条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。平成28年6月7日提出。提出者 那須烏山市議会議員 沼田邦彦。賛成者 那須烏山市議会議員 小堀道和、賛成者 那須烏山市議会議員 滝口貴史、賛成者 那須烏山市議会議員矢板清枝、賛成者 那須烏山市議会議員田島信二、賛成者 那須烏山市議会議員平塚英教。

- 1、委員会の名称 議会改革調査特別委員会。
- 2、設置の目的 議会改革に関する調査研究のため。
- 3、設置の期間 設置の日から調査終了の日まで。

4、委員の定数 18名。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） ここで、提出者の趣旨説明を求めます。

13番沼田邦彦議員。

〔13番 沼田邦彦 登壇〕

○13番（沼田邦彦） 発議第1号 議会改革調査特別委員会の設置について。ただいま上程となりました発議第1号 議会改革調査特別委員会の設置について、提案の趣旨について説明いたします。

地方創生のかぎは、地方議会の改革にあるとも言われている中、地方創生の成功は、私たちの取り組みにかかっていると言っても過言ではありません。しかし、市民からは議員活動が見えていないという声を聞きます。議会は、常に住民に開かれたものでなければなりません。地方創生成功の足がかりとして、また、本市活性化の足がかりとして、議会としても議会改革について議員全員が調査研究を行う特別委員会を設置することは必然であると考えます。

ここに私たちは、その特別委員会の名称を議会改革調査特別委員会。設置の目的を、議会改革に関する調査研究のため。設置の期間を、設置の日から調査終了の日まで。委員定数を18名とする特別委員会の設置について、提案するものであります。

以上をもって、提案の趣旨説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第10 発議第1号については、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第11 報告第9号 議会改革調査特別委員会委員の選任について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第11 報告第9号 議会改革調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

報告第9号 議会改革調査特別委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第8条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会改革調査特別委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。平成28年6月7日提出。那須烏山市議会議長 渡辺健寿。

議会改革調査特別委員会 相馬正典、小堀道和、滝口貴史、矢板清枝、望月千登勢、田島信二、川俣純子、渋井由放、久保居光一郎、渡辺健寿、高德正治、佐藤昇市、沼田邦彦、樋山隆四郎、中山五男、高田悦男、小森幸雄、平塚英教。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 特別委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第8条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することとなっております。

よって、ただいまの朗読のとおり議会改革調査特別委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第12 報告第10号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第12 報告第10号 特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

報告第10号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。平成28年6月7日提出。那須烏山市議会議長 渡辺健寿。

議会改革調査特別委員会 委員長15番中山五男。副委員長11番高德正治。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 3時17分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第13 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第13 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。南那須地区広域行政事務組合規約第6条第2項の規定に基づき、議員の選挙を行うものとする。平成28年6月7日提出。那須烏山市議会議長 渡辺健寿。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員には、次の3名を指名いたします。8番渋井由放議員、10番渡辺健寿議員、13番沼田邦彦議員。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました3名の議員を南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました3名の議員を選挙の当選人と決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

休憩 午後 3時30分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第14 追加議案第1号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（渡辺健寿） 追加日程第14 追加議案第1号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定に基づき、7番川俣純子議員の退場を求めます。

〔7番 川俣純子 退場〕

○副議長（渡辺健寿） 事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

追加議案第1号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について。那須烏山市監査委員として、次の者の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月7日提出。那須烏山市長 大谷範雄。

住所 那須烏山市旭2丁目9番21号。氏名 川俣純子。生年月日 昭和35年10月20日。以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました追加議案第1号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那須烏山市議会選出監査委員である渋谷由放氏の平成28年6月7日の辞職に伴い、新たに選出される議員を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

このたび市議会からは、川俣純子氏が選出をされました。川俣氏は、経済建設常任委員長等の要職を務められ、議会運営に通じ、人格高潔、市の財務管理、経営管理と行政経営に関し、すぐれた識見を有される方であります。また、歯科医として市民からの信頼も厚い方でございます。

つきましては、市の監査委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、議会選出監査委員の人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、本案に対する質疑、討論を省略し、採決いたします。

追加日程第14 追加議案第1号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、7番川俣純子議員の入場を許可します。

〔7番 川俣純子 入場〕

○議長（渡辺健寿） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時35分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 報告第1号 平成27年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書
について

○議長（渡辺健寿） 日程第3 報告第1号 平成27年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

なお、以下の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 平成27年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、平成28年第2回那須烏山市議会3月定例会及び専決処分において翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。

繰越の主な内容を御説明申し上げます。まず、国の地方創生加速化交付金の対象事業であります。こちらにつきましては、総務費のうち地域振興事業費及び営業戦略事業費、農林水産業費の林業振興費、商工費のうち商工総務費から山あげ会館施設整備費、教育費のうち、社会教育事業費からジオパーク構想推進事業費の10事業であります。

また、それ以外の国の補正予算に伴う繰越事業といたしまして、総務費の行政情報化推進費、民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の2事業であります。

次に、土木関係でございます。道路整備費、滝愛宕台線は、烏山小・中学校のプール改修工事との工程調整に不測の日数を要したためでございます。道路整備費、田野倉大金線は、JR東日本との工法協議に不測の日数を要したためでございます。河川総務費、急傾斜地崩壊対策事業費は、県事業が繰越となったことに伴うものであります。中心市街地整備事業費につきましては、公共事業の平準化から繰越事業に計上したものでございます。

次に、教育費関係であります。烏山公民館施設整備費は、工事資材の調達に不測の日数を要したためでございます。武道館施設整備費につきましては、整備にかかる関係機関等との調整に不測の日数を要したためでございます。

以上、18事業の繰越明許費繰越事業について、御報告を申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。

この際、質疑があれば、これを許します。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今回のこの18件につきましては、一般会計繰越明許として3月の定例会補正予算の中でもう議決済みでありますので、内容はそれなりに理解しているつもりであります。

それで、3月の繰越明許を議決してからもう3カ月ほど過ぎておりますので、現在の進捗状況、どうなっているのか。それと、この完成はいつごろを予定なのか。簡単に御説明をいただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、繰越事業の進捗状況につきまして、まず、総合政策課関係の案件から御説明をさせていただきます。

3項目目の行政情報化推進費でございます。こちらの中、1,609万1,000円でございますが、総合政策課関連のもの、市民課関連のもの、2件の事業が含まれてございます。内容につきましては、マイナンバー制度の本格運用に向けまして、庁内LAN、それから、各情報系システムのセキュリティー対策を強化するための経費でございます。

まず、総合政策課関連の950万円の事業費の内容でございますが、こちらにつきましては、庁内LANのセキュリティー強化をするために、メール無害化サーバーの構築に要する経費でございますが、インターネット業務を現在の業務系システム、財務、人事、給与等のシステムですが、こちらから分離をいたしまして、メールの無害化を図るものでございます。こちらにつきましては、現在、準備を進めておりますが、9月末の完了を予定してございます。

それから、市民課関連の基幹系システムのやはりセキュリティー対策でございますけれども、こちらにつきましては、情報の持ち出し制御、それから、なりすましの防御、こういったものに対応するために生体認証等のシステムを導入する経費でございます。現在、システム導入に向けて準備中でございますが、11月末の完了を予定してございます。

以上、総合政策課関連でございますが、この後、地域振興事業費以下の項目につきましては、それぞれ担当課より御説明を申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） それでは、私、まちづくり課から、関連項目について御説明いたします。

まず、地域振興事業費でございます。これは大きく2つございます。まちづくり団体支援事業ということで80万円ほどとなっております。これにつきましては、栃木県が全市町広域連合と企画しまして、年度末ツール・ド・とちぎを開催する予定になっております。その運営負

担金になっております。

もう一つは、地域おこし協力隊事業費でございます。964万4,000円ほど計上してございますが、これにつきましては、地域おこし隊を10月から採用するに当たり、現在は6月1日から7月15日までの期間、募集をしているところでございます。年度末までの完了ということで今、調整しているところでございます。

続きまして、営業戦略事業費、こちらにつきましては、営業戦略推進部隊の活動費となっております。現在の進捗状況でございますが、第1回目の部隊員による会議を行いまして、今年度の事業計画等を今、作成中でございます。

続きまして、ちょっと飛びまして、商工総務費223万円の計上でございます。これにつきましては、まちづくり産学官連携事業費の内容となっております。大きなものとしましては、まちづくり研究会の活動費の内容となっております。大きく2つ予定しております。1つは、ユネスコ無形文化遺産登録による魅力発信創出事業としまして、鹿沼との連携を考えたまちづくり研究会としての活動を、今、計画しているところでございます。これらにつきましては、現在、事業案を策定中のところでございます。

そのほかに、既に鯉のぼりまつり、また、これから始まりますが近代化遺産のツアー成果報告会等を通常の事業ベースでございますが、そのような内容を現在行っているところでございます。年度末までの完了を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） 続きまして、3款の民生費ですね。年金生活者等の支援、臨時福祉給付金事業につきまして説明申し上げます。

これにつきましては、低所得者の高齢者給付金ということで、1人3万円の給付を行っているものでございます。進捗状況でございますが、4月28日から7月29日の3カ月を申請受付期間としまして、4月25日に対象者として想定される方、3,675人に対して郵送をしたところでございます。

なお、申請につきましては、今回から郵送方式の申請ということで、返信用封筒を同封したところでございます。

受付状況でございますが、1回目の支払いを6月8日としまして、5月20日までに申請者のとりまとめをしたところ、2,695人の申請がございまして、8,085万円の交付金を支払う予定になっております。

5月31日現在の申請受付につきましては、3,262名の申請受付ということで、発送から割りますと88.8%の申請状況となっております。7月29日を申請受付の最終日とします

ので、8月末あたりの支払いをもって事業完了となる予定です。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 私のほうからは、農林水産林業費につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、市長の説明にもありましたとおり、地方創生加速化交付金の関係でございます。栃木材需要創造戦略事業ということで、県のほうが中心になりまして、県北の7市町が参画する事業でございます。進捗状況につきましては、つい先週、初めての打ち合わせ会議がございました。その中で、まだ実際の事業が動いているわけではございませんが、協議会の設立に向けて、または現在ある栃木県木材需要拡大協議会という協議会がございますので、そちらのほうに参画する形で進めるのはどちらかということで説明があったところでございます。実際の事業につきましては、県内材のPR、また各市町の木材のPR等ということでございます。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 商工観光課としましては、7款商工費のうち、商工振興対策費518万円が対象でございます。

こちらにつきましては、8月からチャレンジショップという加速化交付金対象の事業を行うために、10月からの店舗の借り上げの予算を計上しております。こちらにつきましては、現在、商工会等と場所と募集方法等について協議中でございます。

また、あわせて、商業動向調査というものを予定しております。予算額は300万円になりますが、こちらにつきましては、年度内完了を目標としております。

次に、観光振興費になります。こちら、3,390万円ですが、内容としましては、鹿沼市との加速化交付金対象としてつくりました地域文化活用促進協議会の負担金が1,890万円でございます。こちらにつきましては、鹿沼市との合同で協議会のほうに支出済みでございます。

また、工事費としまして1,500万円があります。こちらにつきましては、市内のまちなみサインということで案内看板等の設置を予定しておりますが、こちらにつきましては、ユネスコ無形文化遺産登録までに、まちなみのまちの歩き方ということで、サイン計画をして設置予定でございます。

そのほか、ユネスコ記念イベント実行委員会交付金ということで300万円予定しておりますが、このうちの100万円につきましては、ゴールデンウィーク中に行いましたちびっこ夢フェスタの実行委員会のほうに交付して執行済みでございます。

残り200万円につきましては、ユネスコ無形文化遺産の記念イベントとしての予算として執行予定で、11月から12月ごろに予定しております。

最後になります。山あげ会館施設整備費1億2,984万8,000円でございます。こちらにつきましては、先日の議員全員協議会で御説明申し上げましたように、設計費1,000万円、工事費1億1,984万8,000円でございます。内容等につきましては、先日の説明どおりでございますが、工事につきましては、ユネスコ無形文化遺産登録前までには完了したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうから、8款の土木費について御説明申し上げます。

土木費の道路橋梁費道路整備費で、滝愛宕台線と田野倉大金線ですね。滝愛宕台線に関しましては、烏山小学校、中学校、こども館のアクセス道路整備ということで、繰越額が1,345万8,000円、うち合併特例債で1,140万円ほど計上していますが、これは本工事のほうはおかげさまで順調にいきまして、6月末完了ということで現在進めております。

次の田野倉大金線なんですけど、こちらは大金駅北側の学校前踏み切りというJRの踏み切りの関連の取り付け道路で繰越額が1,400万円、うち合併特例債で1,330万円計上していますが、こちらも順調に工事のほう、進んでいますので、6月末を完了ということで現在本工事を進めております。

次の3項の河川費ですね。河川総務費、これは急傾斜地崩壊対策事業費ということで、こちらの事業主体が栃木県ということで、烏山土木事務所のほうで事業主体なのですが、私ども那須烏山市は市の負担金として事業費の10分の2を負担してまして、こちら、神長下地区という、先ほどの野上愛宕台線の沿線なんですけど、人家を守るということで擁壁工事ですね、今、烏山土木事務所のほうで事業を進めていますが、本工事に関しましては9月末に終わるということではしています。

ただ、あともう一つ、あそこは難視聴地域で、共同受信のケーブルテレビの施設がありますので、その移設の補償の事業が完了するのが年度いっぱいかかるという報告を受けております。

次に、4番目の都市計画費です。中心市街地整備事業費、こちら、JR烏山駅広場の整備ということで、先日、議員全員協議会で御説明したとおり、現在、本工事を進めておまして、4,885万9,000円、こちら、10月末を予定で現在、本工事をやっております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 私のほうから、10款教育費5項社会教育費並びに6項保健体育費にかかります生涯学習課関連の事業について御説明いたします。

まず、1つ目が社会教育事業費739万9,000円でございますが、こちらはグローバル人材育成事業、なすから英語塾の事業費でございます。これにつきましては、先ほどのお話にありましたとおり、加速化交付金事業として繰り越したものでございます。本年は、前期、後期に分けて、前期が4月から9月の予定でたいた85名の塾生がおりまして、12クラスに分かれて、実際に英語塾のほうの開催をしております。事業の完了につきましては、年度末を予定してございます。

続きまして、2つ飛ばしまして、烏山公民館改修工事費820万円についてなんですが、この本工事につきましては、烏山公民館の老朽化に伴い雨漏りがひどいということで、12月の補正で承認をいただき、工事を実施したところでございますが、先ほど市長から提案の理由がありましたとおり、資材等の調達にちょっと時間がかかりまして工期が不足しまして、3月議会において繰越を認めていただきまして、56日間工期を延長いたしまして完成してございます。完成は平成28年5月20日に完了をしてございます。

続きまして、武道館建設工事につきましてですが、こちらは5月30日の議員全員協議会で説明しましたとおり、造成工事その1、その2について繰り越してございます。造成工事その1につきましては、4月から6月30日期限で完了する予定でございます。造成工事その2、調整池と配水棟の整備につきましては、これから発注をして本体工事と並行で行いまして、28年度末完了予定でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 最後に文化振興課関係でございます。

10款教育費の5項社会教育費文化財保護費並びにジオパーク構想推進事業費でございます。こちらは、ともに加速化交付金の関連事業でございます。文化財保護費につきましては、山あげ行事のユネスコ無形文化遺産登録に向けた関連経費ということで、先ほど商工観光課からございましたが、鹿沼市との協議会とは別に那須烏山市が単独で実施する経費でございます。内容につきましては、登録に向けたPR経費並びに山あげ関連の資料集の作成経費でございます。

垂れ幕等の啓発につきましては、既に南那須、烏山両庁舎並びに山あげ会館のほうに懸垂幕のほうは掲出をしてございます。

そのほか資料の作成につきましては、年度内いっぱい予定をしてございます。

ジオパーク関係の事業費につきましては、過日、5月24日に進捗状況につきましては、官民協働のジオパーク構想推進協議会を立ち上げました。今後は、こちらの協議会の幹事会並び

に専門部会のほうを組織をいたしまして、来年度の日本ジオパークネットワークの登録に向けまして、普及啓発事業やボランティア養成講座、そちらを中心に行ってまいります。年度内いっぱいを予定してございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 説明が終わりました。

ほかに質疑はいかがでしょうか。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおりでありますので御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（渡辺健寿） 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定と和解について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第2号 専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので御報告いたします。

専決処分の内容は、平成28年1月18日午前8時20分ごろ、市道大金台中央通り線、住所月次字広久保896-72において、相手方車両が当該地を通行中、着雪により道路脇の植え込み樹木が重みで折れまして、相手方車両のボンネットに覆いかぶさり損害を与えてしまったものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理費用でございまして、損害額18万3,146円の全額を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので、御報告を申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 専決処分第3号ということで、損害賠償の額の決定及び和解ということでございますが、この問題の内容については理解をするものでございます。ただ、那須烏山市は市道関係周辺に、このような街路樹とかあるいは山のそういう樹木関係が枝を伸ばしてあるような状況にあります。

そういう意味で、今回は100%、市が相手方に対して修理費を出すわけなんです、これは今後ともどのぐらいまで補償しなければならないと考えているのか。その線引きはないのか、あるのか。相手から申し出があれば、全てこのように100%補償しなければならないのか。その辺の線引きについて何か基準とか目標とか、そういうものがあるのかどうか。どんなふうにもその辺は考えていますか。答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 答弁どなたですか。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 道路、市道を管理している都市建設課の立場で御発言申し上げます。

今回の路線は、皆さん御存じのように、大金台林間分譲地の中の幹線道路ということで、この路線に関しましては平成14年12月に旧南那須時代に道路の新設、管理の協定と、平成15年の3月に町道として認定している4路線のうちの1つなんですが、今回の樹木に関しましては明らかに道路の施設ですね、街路樹ということでございます。

今回のケースを本人からの連絡がありまして、私どもは事実関係の調査ですね、もちろんそれを正確な調査をして、それを保険会社に申請をしまして、それで瑕疵は100%ということで判断を受けたんですが、今回の場合はまるっきり街路樹なものですから、相手方は避けられない事故だと認識しております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） これ、関連になるのかなと思うんですが、今回、請願書が南那須大金台林間住宅地内の街路樹管理についてというのが上がっておりまして、その請願理由の中にも、道路沿線の街路樹が及ぼす道路交通への具体的な影響について2点挙げられると。強風や樹木、枝への着雪に伴う倒木または枝の落下による交通車両及び歩行者への被害、街路樹の枝葉が茂った影響で下部通行路にこげが生えて滑りやすく、歩行が不安定な状況であると。

このような状況の中で、高齢者住宅も多くて大変危険だということで、つきましては、早急にこの街路樹の管理をしてくれと。このような内容なんです、こういうものも出ておりますので、これは後で委員会付託になるかなというふうに思うんですが、いずれにしても、今後と

もこのようなケースが非常に増えてくるのかなというふうに思うんですけども、その辺、一々問題が起きたときに補償するのでは大変なわけなので、なるべくこういうものが起きないような事前対策を、所管は都市建設課かもしれませんが、補償するのは総務課関係なのかなというふうに思われますので、その辺も含めてどっちの責任ということではなくて、未然にそういう問題が起きないような対策を進めていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 今、御指摘あったんですが、たまたま今回、請願の第1号と同一箇所ということで偶然のあれなんですけど、何と言ったらいいですかね、今回の雪と本当に何かタイミングが全て合ってしまった不幸な件だというふうに、今回は思うんですが、今、平塚議員がおっしゃったとおり、現実的にそういう起こり得る箇所はたくさんあります。ただ、御存じのように、那須烏山市で街路樹を有しているエリアというんですかね、その区間は限られていますので、管理関係、これをまた原点に戻ってしっかりと管理していきたいと思います。

○18番（平塚英教） わかりました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） こういった市道沿いの立ち木というのも至るところにあると思うんですが、これは一々全部市が管理をするということにしたら大変なことになりますね。しかし、今回はまあ街路樹でもって市の所有ということなら、結果的にこれは市が賠償の責任を、これは民法でもそのようになっているようだからやむを得ないと思うんですが、この損害の何かこれは、損害の保険の対象で保険で全部これは賄っているのかどうか。これ1点について伺います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 本市で加入しております全国町村会総合賠償補償保険、これで100%対応させていただいております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおりでありますので、御了解願います。

日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏山市一

般会計補正予算（第5号）について）及び日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）は、いずれも平成27年度補正予算の専決承認に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

◎日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について

◎日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）

○議長（渡辺健寿） よって、議案第2号及び議案第3号は一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第2号、議案第3号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。専決処分の概要でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）を3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

補正予算の概要でございます。補正予算額2,576万3,000円を増額をし、補正後の予算総額126億7,178万7,000円とするものでございます。

内容でございます。一般会計補正予算第5号につきましては、地方創生加速化交付金の確定に伴う精査や、国民健康保険特別会計繰出金の増額などであります。

歳出でございます。総務費は社会保障・税番号制度システム制度において、通知カード、個人番号カード関連委任事務交付金が減額になったことによるものであります。

民生費は、医療給付費の伸びに伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

商工費は、まちなびサイン看板設置のための経費を精査をしたものであります。

消防費は、自主防災組織防災倉庫用資機材費が確定したことによる事業の精算であります。

教育費は、烏山高等学校通学費補助金の確定に伴う増額であります。

また、地方創生加速化交付金の決定額が国から示されたことに伴い、内容を一部精査し、繰越明許費の補正を行いました。

次に、歳入でございます。市税、地方譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税のうち特別交付税につきましては、額の確定により増額となりました。利子割交付金、自動車取得税交付金は額の確定により減額補正となっております。

国庫支出金は、交付決定に伴い、地方創生加速化交付金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を減額するものであります。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

続きまして、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））についてであります。専決処分の概要であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を、3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告をし、承認を求めるものであります。

補正予算の概要であります。補正予算額2,500万円を増額をし、補正後の予算総額41億7万1,000円とするものであります。

補正予算の内容であります。歳出の主なものにつきましては、一般被保険者の医療費の伸びによる保険給付費の増額が2,500万円であり、その他といたしましては、葬祭費30万円を増額し、出産育児一時金を30万円減額をいたしました。

歳入は、一般会計からの繰入金2,500万円を計上いたしております。

以上、一括上程となりました議案第2号、議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。慎重御審議をいただきまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 専決処分、補正予算でございますが、平成27年度の一般会計補正の5号についてですが、2点お尋ねをいたします。

12ページの文化財の保護費のほうなんです、財源振替ということですね。それはわかる

んですけれども、ジオパーク構想関連で、私のほうで前に提案をしておいたんですが、いわゆる県民環境税ですか、それを交付いただいて、このジオパークの化石等の展示台をつくって、それを設置してはどうかということで、今のところ、1年間に50万円の補助が得られるというところまではこの間聞いたわけなんですけど、そういう点でそれは今どのような状況にありますか。県民税を活用した展示台を設置するというのは、いつごろまでにできて、どこに設置をするというような考え方で県と折衝しているのか。説明をいただければと思います。

2つ目は、その下のほうに、まちなびサイン看板設置工事というのがありますけれども、1,500万円ですね。これは具体的には、もう既にサイン看板が設置されたのかどうか。その点について確認をしておきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） それでは、文化振興課関係の文化財保護費のジオパーク構想関係でございます。県民税を利用しました展示台等につきましては、加速化交付金とは別ですので、平成28年度の当初予算に30万6,000円ほど計上してございます。うち県民税のほうで25万円の決定をいただいているところでございます。

こちらにつきましては、間伐材等につきましては、一応手配といいますか準備をお願いしてございますので、近いうちには展示台の製作にとりかかりまして、10台ほど予定してございますので、できるだけ早い時期に製作をいたしまして、官公庁の公民館とか、できますれば金融機関さんとか、これから協議になりますけれども、そういうところでできるだけ早い時期に展示をして行いたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） ただいま御質問いただきましたまちなびサインでございます。工事費1,500万円につきましては、現在、JR烏山駅から山あげ会館または中心の仲町あたりまでの歩いて案内できるところということで、現在、13カ所の案内板設置を検討しております。その土木との県道設置等、また市道設置等の協議を現在進めておりまして、山あげ祭にはちょっと間に合わないんですが、ユネスコ無形文化遺産登録までには完成させたいということで、現在協議中でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 12ページの商工費ですが、ここに委託料1,300万円減額しておりますね。これはついこの間、3月の補正予算で1,300万円を計上したように記憶して

おります。それを早速全額をマイナスした、これはどういう理由でしょうか。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 13の委託料1,300万円につきましては、3月補正のときに当初電柱への案内板を張りつけるというようなイメージで考えておりまして、それを張りつけるための委託ということで委託料で予算計上いたしましたが、その後、案内板等につきましては、ちゃんと道路等に設置したものがよろしいということになりまして、適正科目であります15節工事請負費に替えたものでございます。なお、200万円の予算が増額された部分につきましては、1カ所当たりの工事費等を勘案して増やさせていただいております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結します。

採決いたします。日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度那須烏

山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時30分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）

○議長（渡辺健寿） 日程第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令が、平成28年3月31日に公布をされ、原則として同年4月1日から施行されることになりましたことから、那須烏山市税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、固定資産税の非課税の対象となる独立行政法人の名称変更によるもの、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告において、熱損失防止改修工事に関する補助金等の書類を追加するもの及び市たばこ税に関する経過措置を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして御承認

を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、命により、議案第4号の税条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

市長提案のとおり、地方税法等の改正に伴いまして税条例等の一部改正について専決したものでございます。詳細につきましては、新旧対照表によりまして御説明申し上げますので、1ページをお開きください。

まず、第1条の税条例の一部改正の第56条第1項については、固定資産の非課税の適用を受けるための申告の規定であります。非課税措置の対象でありました独立行政法人労働者健康福祉機構が、平成28年4月に独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合しまして、新たに名称が独立行政法人労働者健康安全機構と改められまして、この機構が設置します医療関係者の養成所において、直接教育の用に供するものについては、非課税措置の対象となることと規定するものでございます。

次の2ページの第59条においても、この独立行政法人労働者健康安全機構を非課税の適用を受ける者として追加規定したものでございます。

次に、附則第10条の3第8項第5号については、住宅の熱損失防止改修、いわゆる断熱等の改修に伴います固定資産税の減額において、改修工事の要件につきまして、補助金を除いた金額と見直されたことによりまして、減免申請をする場合にはその補助金等の書類を添付することと規定するものでございます。

次の3ページの第2条の税条例等の一部を改正する条例の一部改正の5条の第3項から5ページの第14項につきましては、旧3級品のたばこ税にかかる特例税率が廃止されましたので、平成28年4月から4年間で段階的に引き上げることとされたことに伴います所要の規定の整備をするものでございます。

最後に、5ページの附則ですが、この改正条例につきましては、第1条に規定してありますように、平成28年4月1日が施行日となります。そして、第2条は、固定資産税の経過措置でございますが、第1項では、独立行政法人労働者健康安全機構については、平成28年分以後の固定資産税に適用することとなり、また、第2項で平成28年4月1日以後に、熱損失防止改修した住宅等については、平成29年以後の固定資産税について適用することとなります。

以上で、議案第4号の税条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

○議長（渡辺健寿） まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第4号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認いたしました。

◎日程第8 議案第8号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（渡辺健寿） 日程第8 議案第8号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 那須烏山市監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、現在、監査委員であります岡 敏夫氏が、平成28年7月14日に任期満了を迎えるに当たり、引き続き委員として選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

岡委員は、人格円満かつ高潔でありまして、地方自治に関し幅広い経験と高い識見を有され

ておりまして、平成20年7月15日から代表監査委員として御活躍をいただいているところでございます。本市の監査委員としてふさわしい岡氏には、引き続き監査委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものでございます。

御審議をいただきまして、御同意をくださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第8号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第5号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第9 議案第5号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号 那須烏山市税条例の一部改正

について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日に公布をされ、原則として同年4月1日から施行されることになりましたことに伴い、那須烏山市税条例の一部が必要となったため提案をするものでございます。

主な改正点は、固定資産税において再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準の特例措置について、わが町特例を導入した上、適用期限を2年延長するものでございます。

なお、詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、命により、議案第5号の税条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

市長提案のとおり、地方税法等の改正に伴いまして税条例を改正するものです。今回の改正においては、再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税の課税標準の最初の3年間で3分の2とする特例措置の対象から、固定価格買い取り制度の対象となる太陽光発電設備を対象外としまして、今回、自家消費型太陽光発電設備を対象に追加見直した上で、比較的安定的な水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備について、その特例率を拡充しましてわがまち特例を導入した上で、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表によりまして説明申し上げますので、1ページをお開きください。まず、第10条の2第4項は、固定資産における課税標準の特例が追加されたことに伴います項ずれにより、附則第15条第2項第6号を第7号と改めるものです。

次の第10項からは、再生可能エネルギーの発電設備の課税標準の特例率となります。まず、第10項は、太陽光発電設備について、課税標準の特例率を3分の2と規定するものです。

第11項は、風力発電設備について、課税標準の特例率を3分の2と規定するものです。

次の第12項は、水力発電設備について、課税標準の特例率を2分の1と規定するものです。

第13項は、地熱発電設備について、課税標準の特例率を2分の1と規定するものです。

最後に、第14項は、バイオマス発電設備について、課税標準の特例率を2分の1と規定するものです。

この改正条例は、附則第1条に規定されますように、交付の日から施行となりますが、附則第2条の第1項から、2ページの第5項の経過措置において、平成28年4月1日以降に新たに取得した発電設備に対して課税される平成29年度以降の固定資産税について適用することとなります。

以上で、議案第5号の税条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いします。現在、税務課でこの太陽光発電所について把握している完成件数、それとこの減税ですね、課税免除額、幾らぐらいになっているのか。概算でも結構ですから、おわかりでしたらば御答弁をいただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） ただいま御質問の太陽光発電設備の特例措置によります件数等を把握していますが、平成28年度においては減額件数等については、先ほど言いましたが、価格が決定後に特例によりまして課税標準額が3分の2となりますので、結果的に3分の1の固定資産税が減額になりますが、平成28年度におきましては、減額件数が146件、これは個人、法人合わせて146件で、税額では5,124万8,600円の特例措置による減額ということになっております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はありましたら。ございませんか。

14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 今、再生エネルギーの税の減額ということですが、この再生エネルギーの税の減額じゃなくて、那須烏山市でこの再生可能エネルギーを市独自でやる。そういう考えはあるのかどうか。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 現在、市のほうでも、再生可能エネルギーの導入に向けましては、サンライズプロジェクトということで再生可能エネルギーの推進を図っておりますが、市として民間活力を活用した導入ということで考えておりますので、市の独自事業ということは現段階では検討してございません。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） こんなに税条例で優遇するのではなくて、これは収入が減っちゃうんだからな。普通に税を課しておけばそれほど減額しなくても収入になってくる。だから、本来ならば、前にも言ったけれども、もう耕作放棄地、そういうのも含めて那須烏山市でも積極的にやって税収を増やすと。今までみたいに使うことばかり考えていないで、金を稼ぐことも考えなくちゃならない。その考えはあるのか、ないのかといたら、まだそこまでは至っていないと。条例改正して税収を減らすと。これは逆行しているんじゃないのか。それをどういうふうに考えるんだ。

○議長（渡辺健寿） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） これは、地方税法による特例措置で、先ほど言いましたが、3年間、課税標準額を3分の2にするということですが、今回の太陽光発電設備の改正につきましては、今まで太陽光発電設備で国の認定を受けた太陽光発電設備については、平成28年4月からは特例措置の対象外とすることになりまして、今回の改正では、自家消費型ということで、民間等の事業所等が太陽光を設置しまして自家消費するという太陽光発電設備についてのみ特例措置を対象にしますということです。今まで太陽光発電設備で数億円かけてやっていたものについて、国の認定を受けたものについては4月1日以降に供用開始したものについては特例の対象にはならないということをちょっとお知らせしておきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） それはいいんだよ。それなら各家庭の課税を少なくするというのは、それはわかるんだ。そうじゃなくて、営業用にやっているところがあるだろう。これと同時に、その営業用にやっているところは除外するというわけだね、平成28年から。だから、それはいいんだよ。それよりも、税収を増やせということを私は言っているんだよ。税収を、もらう税収を一般家庭は除外していいよ、それは。それ以外のところもやっけてもうかっているんだから。だから、市でもやったらどうかという、そういう質問なんです。税条例だけじゃないんだよ。だから、その考えはあるのか、ないのか。そういうことがないのなら、ないでいいんだよ、それは。あるのならあるとかはつきりすればいいんだ。誰だ、それ答えられる人は。

○議長（渡辺健寿） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 太陽光につきましては、今、民間でかなり開発して、また、大規模な発電施設が設置をされ、今後とも計画されているところがございますので、まず、民間誘導というようなところに力を入れていけばよろしいのではないかなというふうには思っております。

それ以外の風力あるいは水力といいますか、そういうものについては研究の余地はあるかもしれませんが、現時点においては、詳細、そういう内容等については詰めていない現状でございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 質疑、3回になりましたので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時51分

再開 午後 4時52分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第5号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

◎日程第10 議案第6号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第10 議案第6号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成28年3月31日に交付されたことに伴い、国民健康保険税の減額の基準について所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大をするため、5割軽減及び2割軽減対象となる世帯の所得の基準額を見直すものであります。

なお、詳細につきましては、市民課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは命によりまして、議案第6号の補足説明を申し上げます。

今回の改正は、ただいま市長から御説明がございましたとおり、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴うものでございまして、改正内容は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大する内容となっております。

それでは、改正内容の詳細につきまして御説明させていただきますので、議案書2枚目の国民健康保険税の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

国民健康保険税条例第21条の改正ですが、第21条は、被保険者の均等割額及び世帯平等割額の減額について定めた規定でございますが、今回の改正では、同条第1項第2号の5割軽減及び第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定基準を引き上げ、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大しようとするものです。

具体的には、第2号において、5割軽減世帯の被保険者1人当たりの判定基準所得をこれまでの26万円から26万5,000円に、第3号においては、2割軽減世帯のこれまでの47万円の基準額を48万円に引き上げるものです。なお、この条例は交付の日から施行するものとし、平成28年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度以前の健康保険税については、従前の例によるものといたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第6号の市国民健康保険税条例の一部改正でございますが、今、説明のあったところでございまして、5割軽減、2割軽減の判定基準額の引き上げということでございます。

そこで、本市において5割軽減、2割軽減世帯は何世帯あるのか。この判定基準が引き上がることによって、それがどのぐらい増えるのか。その内容についてお示しをいただきたいと思っています。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） ただいまの平塚議員の質問についてでございますが、まず、5割軽減世帯でございますが、改正前の世帯数が712世帯、2割軽減世帯については改正前が501世帯となっております。改正後の5割軽減世帯が721で9世帯増えることとなります。2割軽減世帯は521で20世帯増えることとなります。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今回の改正は、地方税法の改正により減額をするということなのですが、ならば、その減額する税額相当分、これは、その分を国が負担すべきではないかとそのように考えているんですが、そういう措置はないものでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 今回の軽減措置の拡大によりまして、実際には80万円弱の軽減額が増額、つまり調定額については80万円減額になるということになりますが、これにつきましては、低所得者数や保険料の軽減分に応じて支援される仕組みがございまして、国民健康保険安定基盤繰入金として国から4分の2、県から4分の1、合計で4分の3は負担されますが、残り4分の1については市の負担ということになります。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第6号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第7号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第11 議案第7号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正をされ、保育所等の特別避難階段の構造が改正をされましたことから、国の基準と同様に所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、こども課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 命によりまして、ただいま上程中の議案第7号について補足説明いたします。

1枚お開きいただきまして、1ページから2ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この改正は、建築基準法施行令の一部改正に伴うものでございまして、第28条は、小規模保育事業A型の設備の基準を示すものでございます。枠内の避難用の1号についての改正になります。1号中の枠の右側、現行の下線部分のところでございますが、「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの。その他有効に排煙することができる認められるものに限る。）を有する付室」を削除いたしまして、「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」と改正いたしまして、2ページに行ってください、同条第2号、第3号及び第9号を1号ずつ繰り下げる改正でございます。

続きまして、2ページから3ページになります。第43条は、事業所内保育事業の設備の基準を示すものでございます。同様に下線の部分が改正となります。いずれもこのような建物を使用する施設はございませんが、これから出てくることもありますので、それらに備えて所要の手続をとるものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第7号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第1号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）
について

○議長（渡辺健寿） 日程12 議案第1号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年度一般会計補正予算の歳入歳出をそれぞれ5,610万9,000円増額し、補正後の予算総額を115億4,010万9,000円とするものでございます。

主な内容について御説明を申し上げます。まず、歳出でございます。総務費は、ふるさと応援寄附金事業といたしまして、当初見込んでいました寄附件数を既に上回ったことによりまして、返戻記念品等の経費に関する増額でございます。ふるさと応援基金費は、御寄附いただいた分の積立金を増額補正するものでございます。

市有財産整備費につきましては、公立保育園への防犯カメラの設置に要する経費等を計上いたしました。

民生費は、地域福祉基金費といたしまして、御寄附をいただいた分の積立金でございます。

臨時福祉給付金事業費は、低所得者への臨時的な給付措置といたしまして、市が実施主体となりまして、昨年度に引き続き給付金の給付を実施するための予算計上でございます。

年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費は、障害・遺族基礎年金受給者を支援するための臨時的な給付措置といたしまして実施をするためのものでございます。

私立保育施設運営委託事業費は、認定こども園や民間保育園に対し、国庫補助制度を活用した保育業務支援システム、事故防止等カメラ設置経費の計上でございます。

商工費は、国見緑地公園内施設整備費といたしまして、サンライズ国見宿泊施設等解体工事設計委託料を予算計上するものでございます。

消防費は、水防費といたしまして、消防団員安全装備品整備等助成金を活用して水防団員に対する救命胴衣を整備をするものでございます。

教育費は、江川小学校施設整備費といたしまして、江川小学校敷地内にスクールバスが出入りする際、県道の縁石が進入に支障を来しておりますことから、一部撤去を行うものでございます。

自治会公民館施設整備費は、申請のあった3自治会の自治会集会所の改修費用の一部を補助するものでございます。

歴史民俗資料館施設整備費は、旧七合中学校の収蔵資料を整理するための暗幕や棚の整備に要する予算計上でございます。

次に、歳入でございます。国庫支出金は、臨時福祉給付・年金生活者等支援臨時福祉給付金に要する補助金等でございます。

繰入金は、不足財源として財政調整基金をもって措置をいたしましたものでございます。

寄附金については、ふるさと応援寄附金といたしまして、株式会社ケンコーポレーション様を初め、その他に56名の方々からいただいたものでございます。

また、社会福祉事業費寄附金といたしまして、桜りん会・本田實恵子様、網野 栄様、教育総務費寄附金といたしまして、那須烏山商工会青年部部長海野篤史様からでございます。それぞれの趣旨に従いまして予算措置をいたしておりますので、ここに、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告を申し上げる次第でございます。

以上、議案第1号につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） いつも申しわけありません。

補正予算9ページに、ふるさと応援基金の事業費、当初65万円でしたが、今回130万円追加をしております。このことについてお伺いをしたいと思います。

那須烏山市では、この納税者に対する返礼品というのは観光協会のほうに委託しているように思われますが、具体的にこの返礼品というのは、寄附額の何%を見ているのか。具体的にこの額が多い場合は多いなりの金額になるのではないかと思います。まず、それについてお伺いをしたいと思います。

それに、10ページに臨時福祉給付金2,449万円、それに年金生活者の支援給付金773万7,000円が補正追加されておりますが、先ほどの繰越明許の際の答弁では、3,675人が対象だったといいますが、さらに今回の補正で対象人員が増えるのかどうかについて、この件数についてお伺いします。

次に、11ページに国見緑地公園の施設整備とありますね。整備というんですから、これが

ら新しくつくるのではないかと、そう思いますね。3月の条例廃止の説明では、施設を解体し、土地を返却することとしております。となると、やはりこれは解体費用なのかなと思いますが、この辺について伺います。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいまのふるさと応援寄附金の返礼品の割合ということでございますけれども、手元にちょっとパーセントであらわしたものの数字がございませんが、一応1万円以上3万円未満については3,000円から5,000円相当の返礼品。3万円から5万円未満のものについては1万円相当の返礼品。5万円から10万円につきましては2万円相当の返礼品。10万円以上のものについては3万円相当の返礼品ということで、措置をさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） 臨時福祉給付金と年金生活者等の支援臨時福祉給付金でございますが、まず、臨時福祉給付金につきましては、今年度後半分、半年分ということで1人3,000円の交付で、予算上6,000人みております。年金生活者等につきましては、先ほど繰越になったものについては高齢者ということなんですが、今回の対象者は障害年金、あとは遺族年金受給者ということで、高齢でもらった方については今回該当しないということで、250人、予算上はみております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 商工費の国見緑地公園内施設整備費の150万円でございますが、こちらにつきましては、サンライズ国見の現在管理棟を含む13棟ありますが、そちらの解体設計委託費でございます。なお、名称としまして、施設整備費という科目になっているということを御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） このふるさと納税は、先月末の週刊誌に大きく載ったんですよ。わざわざ私、買ってここに持っているんですが、これはもう市によってまちまちなんですね。最低では例えば1万円以上で30%ですね。これは大阪府の熊取町というんですかね。ここでは30%ですね。それから、40%のところもありますが、最高では秋田県の湯沢市では5,000円以上では75%の還元をしていますね。それに大阪府の大東市、ここも5万円以上は75%も還元をしているんです、還元率で。具体的には、これは電子機器とか何かそんなものをお礼品にお返しをしているわけなんですね。

こんなことから、総務省でも、これでは趣旨に反するとして、多分つい先ごろ、返礼品につ

いては自粛するようなそういった通知が来ているはずなんですが、こういったものは那須烏山市に対しても届いているのかどうか、お伺いします。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） こちらについては、新聞報道等でも報道されましたとおり、通達は来ておりますが、基本的には電気製品であったり、商品券であったり、換金性の高いものについては自粛をするというような趣旨のものでございました。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、この還元率は何%であっても、その辺のところは特に拘束されないと。そう理解してよろしいんですか。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 以前には、余り返礼品の関係で競争が加熱しないようにというような通達はございましたが、具体的に幾ら以上のものはだめという通知はございません。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） 7ページですね。財産収入、補正額が1万8,000円になりますか。小さい土地を売ったのかなと思うんですが、どの辺の土地かというのと。あとこれ、ちょっと私、見方が16ですね、財産収入、1不動産売却収入2,000円なんですね、当初。計だと3,000円になると。何でこういうふうになるのかなというところも。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この土地売り払い収入は、高峰パークタウン地内のごみステーション用地として売却したものでございます。2,000円のところで計3,000円になっているというのは、これはちょっと……。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 2目に物品売り払い収入1,000円ございましたので、それを合計いたしまして3,000円ということでございます。

○8番（渋谷由放） 了解。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渡辺健寿） 日程第13 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおり、請願書2件、陳情書1件であります。これらの請願書等については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、請願書第1号、請願書第2号は所管の経済建設常任委員会に、陳情書第1号は所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

〔午後 5時21分散会〕